

(別紙様式1)

令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 熊本県
農業委員会名： 人吉市農業委員会

I 農業委員会の状況(平成31年3月31日現在)

1 農家・農地等の概要

| | 農家数(戸) |
|--------|--------|
| 総農家数 | 1,111 |
| 自給的農家数 | 435 |
| 販売農家数 | 676 |
| 主業農家数 | 115 |
| 準主業農家数 | 146 |
| 副業的農家数 | 415 |

※ 農林業センサスに基づいて記入。

| | 農業者数(人) |
|--------|---------|
| 農業就業者数 | 958 |
| 女性 | 450 |
| 40代以下 | 45 |

※ 農林業センサスに基づいて記入。

| | 経営数(経営) |
|-----------|---------|
| 認定農業者 | 71 |
| 基本構想水準到達者 | 9 |
| 認定新規就農者 | 6 |
| 農業参入法人 | |
| 集落営農経営 | 4 |
| 特定農業団体 | |
| 集落営農組織 | 4 |

※農業委員会調べ

単位:ha

| | 田 | 畑 | | | 計 |
|--------|-------|-------|-------|------|---------|
| | | 普通畑 | 樹園地 | 牧草畑 | |
| 耕地面積 | 965.0 | 555.0 | | | 1,520.0 |
| 経営耕地面積 | 698.3 | 309.6 | 224.8 | 84.8 | 1,007.9 |
| 遊休農地面積 | 19.4 | 8.8 | | | 28.2 |
| 農地台帳面積 | 995.3 | 635.9 | | | 1,631.2 |

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期满了年月日 R 2 年 7 月 19 日

| | 農業委員 | |
|------------|------|----|
| | 定数 | 実数 |
| 農業委員数 | 10 | 10 |
| 認定農業者 | — | 6 |
| 認定農業者に準ずる者 | — | |
| 女性 | — | 2 |
| 40代以下 | — | 1 |
| 中立委員 | — | 1 |

| | 定数 | 実数 | 地区数 |
|-------------|----|----|-----|
| 農地利用最適化推進委員 | 15 | 15 | 5 |

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

| 現 状 (平成31年3月現在) | 管内の農地面積 | これまでの集積面積 | 集積率 |
|--------------------|---|-----------|--------|
| | | 1,520 ha | 327 ha |
| 課 題 | 農業従事者の高齢化と減少による遊休農地の増加が進行している。不在地主農地や未相続農地も多くヤミ小作の要因となっている。 | | |

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和元年度の目標及び活動計画

| 目 標 | 集積面積 350 ha (うち新規集積面積 30 ha) |
|------|--|
| | 目標設定の考え方: 人・農地プランで進めている集落での農地集積を勘案して設定 |
| 活動計画 | 4月～3月:営農改善組合を支援し農地集積を進める。 7月～3月:ヤミ小作を利用権設定による契約を進め農地集積につなげる。 4月～3月:利用権設定更新通知時に戸別訪問し農地集積を推進する。 12月～3月:人・農地プランの実質化(アンケート等)に取り組んでいく。 |

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

| 新規参入の状況 | 28年度新規参入者数 | 29年度新規参入者数 | 30年度新規参入者数 |
|---------|---|--------------------|--------------------|
| | 4 経営体 | 4 経営体 | 4 経営体 |
| | 28年度新規参入者が取得した農地面積 | 29年度新規参入者が取得した農地面積 | 30年度新規参入者が取得した農地面積 |
| | 3.6 ha | 1.6 ha | 24.1 ha |
| 課 題 | 親元就農以外の新規就農者は少なく情報も入ってこない。近年では、定年退職した人が多かったが、それも親又は親族が農地や機械を持っていたなど初期投資があまりいらぬ場合で、何もない状態からという就農者はいない。若者が出ていくためほとんどいないことから、企業に目を向け、新規参入を推進していく良い方法を模索していく。 | | |

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和元年度の目標及び活動計画

| 参入目標数 | 4 経営体 | 参入目標面積 | 1 ha |
|-------|---|--------|------|
| 活動計画 | 4月～3月:新規就農等の相談者に農業委員又は農地利用最適化推進委員を紹介し支援を行う。 9月～3月:一般向けの農業体験や農業委員会だより、産業祭などでの啓発活動を行い新規就農の推進を行う。 | | |

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

| | | | |
|---------------------|---|-----------|-------------|
| 現 状 (平成30年12月現在) | 管内の農地面積(A) | 遊休農地面積(B) | 割合(B/A×100) |
| | 1,548.2 ha | 28.2 ha | 1.8 % |
| 課 題 | 山間部が多い市内の農地のどの地域でも鳥獣被害は深刻な段階に来ている。農業従事者の高齢化と担い手不足により、農道や水路の草払い等、地域の景観を維持することも困難な状況になってきている。 | | |

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和元年度の目標及び活動計画

| | | | |
|---------|--------------------------------|--|-------------|
| 目 標 | 遊休農地の解消面積 7 ha | | |
| | 目標設定の考え方:これまで遊休農地解消面積を参照して設定 | | |
| 活 動 計 画 | 調査員数(実数) | 調査実施時期 | 調査結果取りまとめ時期 |
| | 25 人 | 8月～10月 | 10月～11月 |
| | 調査方法 | 農業委員10名と農地最適化推進員15名と協力し、管内農地を5つの地区に分けて利用状況調査で荒廃農地の把握を行った後、複数の農業委員と事務局とにより、荒廃農地か否かの判断を行う。その結果を農地台帳及び「全国農地ナビ」に反映させる。関係機関にも必要情報を提供する。 | |
| | 農地の利用意向調査 | 実施時期 | 調査結果取りまとめ時期 |
| | | 11月～1月 | 2月～3月 |
| その他 | 市農業振興課と人・農地プランの地域説明会や検討会を開催する。 | | |

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

| | | |
|--------------------|---------------------------------|-----------|
| 現 状 (平成31年3月現在) | 管内の農地面積(A) | 違反転用面積(B) |
| | 1,520 ha | 0.3 ha |
| 課 題 | 農地の転用には農地法許可が必要なことへの周知が徹底していない。 | |

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和元年度の活動計画

| | |
|------|--|
| 活動計画 | 6月:農家振興組合長会議で周知をお願いする。 9月:総会終了後に違反転用関係の研修を行う。 |
|------|--|

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入